明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

5　特例ベトナム人第二陣看護師候補者　平成二十七年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

6　特例受入れ機関　その設立している施設において雇用する契約を特例ベトナム人看護師候補者等との間で締結した日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。

7　特例受入れ施設　在留資格の変更の許可に係る第二の一の1の(1)の活動に従事するため、特例ベトナム人看護師候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院及び在留資格の変更の許可に係る第二の二の1の(1)の活動に従事するため、特例ベトナム人介護福祉士候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設をいう。

三　特例ベトナム人看護師候補者等及び特例受入れ機関の責務

1　特例ベトナム人看護師候補者の責務

特例ベトナム人看護師候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

2　特例ベトナム人介護福祉士候補者の責務

特例ベトナム人介護福祉士候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、平成三十年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

3　特例受入れ機関の責務

特例受入れ機関は、特例ベトナム人看護師候補者等が、別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は平成三十年度に実施される介護福祉士国家試験に合格するために必要な知識及び技術の修得が図られるよう、特例ベトナム人看護師候補者等の特性に応じた指導を行うとともに、特例受入れ施設における適正な雇用管理の実施及び質の高い研修体制の確保に取り組むものとする。

第二　看護師及び介護福祉士の資格取得を目的とした研修としての就労

一　看護師の資格取得前の特例受入れ施設における研修としての就労

1　特例ベトナム人看護師候補者の要件

特例ベトナム人看護師候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡（以下「交換公文」という。）一の1の(a)の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例ベトナム人看護師候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ　法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから、別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験まで継続して行われる看護師の監督の下での研修を通じた病院における当該看護師国家試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ　イの活動後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

(2)　第一の三の1の責務にのっとり、3の(1)の看護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

（新設）

2　特例受入れ機関　その設立している施設において雇用する契約を特例ベトナム人看護師候補者との間で締結した日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。

3　特例受入れ施設　在留資格の変更の許可に係る第二の一の1の活動に従事するため、特例ベトナム人看護師候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院をいう。

三　特例ベトナム人看護師候補者及び特例受入れ機関の責務

1　特例ベトナム人看護師候補者の責務

特例ベトナム人看護師候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、平成二十九年度に実施される看護師国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

（新設）

2　特例受入れ機関の責務

特例受入れ機関は、特例ベトナム人看護師候補者が、平成二十九年度に実施される看護師国家試験に合格するために必要な知識及び技術の修得が図られるよう、特例ベトナム人看護師候補者の特性に応じた指導を行うとともに、特例受入れ施設における適正な雇用管理の実施及び質の高い研修体制の確保に取り組むものとする。

第二　看護師の資格取得前の特例受入れ施設における研修としての就労

一　特例ベトナム人看護師候補者の要件

特例ベトナム人看護師候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の1から3までに掲げる要件を満たさなければならない。

1　平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡（以下「交換公文」という。）一の1の(a)の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例ベトナム人看護師候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次の(1)及び(2)の活動に従事する者であること。

(1)　法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから、平成二十九年度に実施される看護師国家試験まで継続して行われる看護師の監督の下での研修を通じた病院における当該看護師国家試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

(2)　(1)の活動後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

2　第一の三の1の責務にのっとり、三の1の看護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

3　平成二十八年度に実施された看護師国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。